

奈良市長等政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることに鑑み、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が市民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講じることにより、市政に対する市民の信頼を確保するとともに、市民も主権者としての自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び市民の責務)

第2条 市長等は、市民の信頼に値する倫理を保持し、市民に対し自らその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として公共の利益を図る自覚を持ち、自ら又は市議会の議員等を介して市長等に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。

(政治倫理規準)

第3条 市長等は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表者として、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。以下同じ。）の請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約及び業務委託契約（以下これらの契約を「請負契約等」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関して特定の業者を紹介若しくは推薦し、又は妨害若しくは排除する等の働きかけをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市長の資金管理団体に、政治活動に関して政治的又は道義的な批判を受ける

おそれのある寄附金を受けさせないこと。

- 2 市長等は、前項に規定する政治倫理規準に違反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。
- 3 市長等は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長（これらの者の秘書、代理人及び使用者を含む。）から、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけを受けたときは、直ちに、これを公表しなければならない。

（請負契約等及び指定管理者の指定に関する遵守事項）

第4条 市長等は、法第142条、第166条第2項及び第184条第2項の規定の趣旨を尊重し、市長等が役員をしている会社（市が設立した会社を除く。）、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている会社又は市長等が実質的に経営に関与している会社（以下これらの会社を「関連会社」という。）に前条第1項第3号に規定する市の請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退させ、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 前項に規定する「市長等が実質的に経営に関与している会社」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市長等が資本金等の3分の1以上を出資している会社
- (2) 市長等が年額100万円以上の報酬等（顧問料その他名目を問わない。）を受領している会社
- (3) 市長等が経営方針又は主要な取引に関与している会社

（辞退届の提出及び公表）

第5条 前条の規定に該当する市長等は、責任をもって、その関連会社に請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退する旨の書面（以下「辞退届」という。）を作成させ、これを市長に提出するよう努めなければならない。

2 辞退届の提出期限は、市長等の任期開始の日から30日以内（任期開始の日後に前条の規定に該当する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）とする。

3 市長は、辞退届の提出状況を公表しなければならない。

（請負契約等の締結及び指定管理者の指定）

第6条 市は、第4条に規定する市長等の関連会社と請負契約等を締結し、又は指定管理者の指定をしてはならない。ただし、災害等により緊急を要するとき、又は行政執行に著しい支障が生じるときは、この限りでない。

(資産等報告書の提出)

第7条 市長等は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において、市長等が有する次の各号に掲げる資産等(外国にあるものを含む。)について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。)

所在、地目、面積、取得の時期及び価額

(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在、面積、権利の種類、契約期日及び契約価額

(3) 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額

(4) 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額並びに定期預金の預金日及び満期日

(5) 現金 (100万円以上に限る。)

(6) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。) 種類及び種類ごとの額面金額の総額(株式(株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。))にあつては、株式の銘柄及び株数)

(7) 前号に規定するものを除く証券会社の取引残高報告書に記載されるすべてのもの 種類及び時価又は取得額

(8) 自動車、船舶、航空機並びに美術工芸品及び貴金属(取得価額が100万円を超えるものに限る。) 種類・数量並びに取得の時期及び価額

(9) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称及び口数

(10) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の明細、契約期日及び金額

(11) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の明細、契約期日及び金額

2 市長等は、前項の資産報告書を、自らが代表取締役をしている会社及び自らが資本金等の2分の1を超えて出資している会社についても提出しなければならない。

3 市長等は、その任期開始の日後毎年12月31日において、前2項の規定により作成した資産等報告書又はこの項の規定により作成した資産等変更報告書の内容に変更がある場合は、その変更の内容について、前項各号に掲げる資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等変更報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。

（所得等報告書の提出）

第8条 市長等（前年1年間を通じて市長等であった者（任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所

得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。以下この号において同じ。)

イ 各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社報告書の提出)

第9条 市長等は、第4条に規定する関連会社があるときは、その会社の名称、所在地及び代表者並びに当該会社におけるその役職又は親族関係等の関連を記載した報告書(以下「関連会社報告書」という。)を、任期開始の日から30日以内(任期開始の日後に本条に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内)に作成し、市長に提出しなければならない。

(証明書類の添付)

第10条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等変更報告書、所得等報告書並びに関連会社報告書(以下これらの報告書を「資産等報告書等」という。)には、規則の定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。

(税等の納付状況)

第11条 市長等は、資産等報告書等と併せ、国又は地方公共団体が賦課する税等の納付状況を示す証明書類を市長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の審査及び閲覧)

第12条 前5条の規定により資産等報告書等(第10条に規定する証明書類を含む。)及び納税証明書等が提出されたときは、市長は、遅滞なく、その写しを奈良市政治倫理審査会条例(平成〇年奈良市条例第〇号)により設置された奈良市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に送付し、審査を求めるとともに、これを市民の閲覧に供しなければならない。

2 資産等報告書等の閲覧及び保存期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

3 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

(市民の調査請求権)

第13条 市民は、市長等が第3条第1項に規定する政治倫理規準若しくは第5条第1項に規定する辞退届の提出義務に違反し、又は第7条から第9条までに規定する資産等報告書等に虚偽記載の疑いがあると思料するときは、これを証する資料を添えて、市長に対し、書面で調査を請求することができる。

2 前項の請求があったときは、市長は、遅滞なく、調査請求書(添付資料を含む。)の写しを審査会に送付し、調査・審査を求めなければならない。

3 市長等は、審査会の調査に協力しなければならない。

(逮捕後の説明会)

第14条 市長等は、刑事犯の容疑により逮捕されたときは、当該容疑について釈明をするため、市民に対する説明会の開催を市長に求めることができる。

2 説明会が開催されないときは、市民は、法第18条に規定する選挙権を有する者100人以上の連署をもって、説明会の開催を市長に求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により説明会の開催を求められたときは、捜査に支障が生じない限り、説明会を開催しなければならない。

(起訴後の説明会)

第15条 前条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により起訴された後、引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。

2 前項の場合において、説明会の開催の求めは、市長等が起訴された日から50日以内にしなければならない。

(一審有罪判決後の説明会)

第16条 第14条の規定は、市長等が刑事犯の容疑により一審で有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。

2 前項の場合において、説明会の開催の求めは、判決の宣告があった日から30日を経過した日以後20日以内にしなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。
- 2 政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例（平成7年奈良市条例第36号）は、廃止する。